

G:ガバナンス

◆コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営理念のもと、株主をはじめ、当社を取り巻くすべてのステークホルダーからの信用を得ながら、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指しています。

以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーと、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

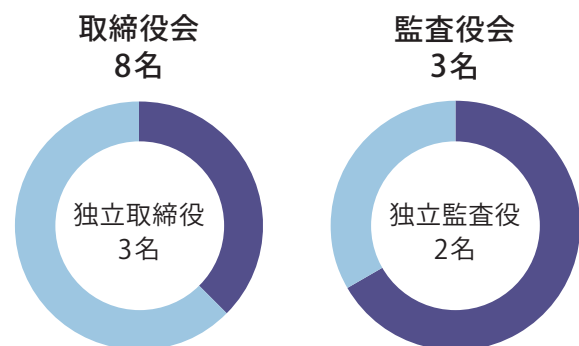
◆取締役会・監査役会の実効性の確保

変化の激しい事業環境やグローバル化の進む中、知識・経験・専門性のバランス、多様性、グローバルな視点などを重視し、取締役候補を選出しています。現在、社外取締役を含め8名の取締役が就任しており、それぞれが専門性を発揮し、かつお互いに意見交換しながら迅速な意思決定を行うことが可能な規模を維持してまいります。

社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書などを通じ、毎年開示を行っています。

また、取締役会の更なる機能向上を図るべく、取締役会全体の実効性の分析・評価について、社内アンケートを行い、結果の分析評価をし、改善を進めています。2023年1月

に実施されたアンケートでは、議題の設定や事務局体制について改善すべき点が抽出され、順次改善を行っています。



◆指名・報酬委員会

当社では、役員の指名・報酬などに関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実に努めるため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。当委員会は、社外取締役西口泰夫が委員長を務めております。その他のメンバーは代表取締役社長小谷高代、社外取締役松久寛、社外取締役中山礼子、社外監査役鎌倉寛保の合計5名で構成されております（2023年9月末現在）。2023年3月期は、当委員会が計3回開催されました。具体的な検討内容として、役員人事や経営人財の育成計画などについて議論しました。

◆ 役員報酬制度

当社の役員報酬制度は、企業の持続的成長および競争力の強化のため、優秀な人財の確保・維持、業績向上に対するモチベーションを高めることを目的としたものとしています。2022年3月7日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会で審議をしています。

【制度のポイント】

- ・ 外部水準を参照した報酬水準の設定
- ・ 中期的な業績向上や株価向上に向けた取組みの強化
- ・ 報酬決定プロセスにおける客観性・公平性の向上

取締役の報酬等は、月額報酬（基本報酬）、短期業績賞与、中期業績・株価連動型賞与により構成しています。

月額報酬（基本報酬）は、役位別月額報酬レンジ（上下限）の範囲内において、指名・報酬委員会での審議を経て決定した役員評価を基に、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定しています。短期業績賞与は、役位別基礎額に連結経常利益の達成状況に基づく業績係数をかけ、目標管理評価・定性評価を基に総合的貢献度を評価した役員評価を反映して、決定しています。中期業績・株価連動型賞与は、役位別基礎額に基づき、「1株当たり純利益（EPS）」の成長率に基づく中期業績係数と株価成長率に基づく株価連動係数を反映して、決定しています。

なお、報酬等の額に対する割合については、当社と同業種・同規模企業等の外部水準を参照した上で、役位別に報酬構成比率を設定（短期業績賞与および中期業績・株価連動型賞与の合計は約3割）しています。

社外取締役および監査役の報酬等は、固定報酬（基本報酬）により構成し、業務執行に対する独立性の観点から業績連動報酬の支給は行わない方針としています。

取締役	社 内	基本報酬	短期業績賞与 中期業績・株価連動型賞与
	社 外	基本報酬	
監査役		基本報酬	

◆ サステナビリティ委員会

当社は、2022年8月に代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しました。本委員会の目的は、事業活動を通じてサステナブルな社会・環境の構築に寄与するとともに、当社が持続的な事業発展を通じて企業価値を向上することにあります。2023年2月にはサステナビリティ基本方針を決定し、特定したマテリアリティを発表しました。

▶P26

◆ 内部統制委員会

内部統制については、「内部統制の整備及び運用に関する基本方針」に基づいてYUSHINグループの内部統制を円滑に、また高度に推進する機関として内部統制委員会が中心となって活動しています。

内部統制委員会は、取締役福井理仁が委員長を務め、委員長が指名する営業・資材・製造・管理の各本部から業務経験に長けた部署責任者を選出し、グループの内部統制の整備・運用状況・その実効性について毎月の委員会で確認するとともに、方針やルールの新設・改定やリスクコントロールの有効性について討議しています。また、内部統制委員会は、内部監査室や関係部署と連携してコンプライアンスやリスク管理、情報管理について各本部・部門およびグループ会社各社に教育・指導を行っています。

◆ コーポレート・ガバナンス体制図

(2023年9月末時点)

